

令和7年度第7回理事会議事録

日時：令和8年3月14日(土) 13時00分～15時40分

場所：鹿児島県看護研修会館2階研修室

I 理事会の構成

理事：17名 監事：2名 合計19名

II 理事の出欠確認

出席理事 17名

会長 八田冷子(代表理事)

副会長 谷川智子

副会長 渡邊和代

専務理事 宮園君子

常任理事 上村聡美

職能理事 吉村理恵子、潟山勝美、原田昌子、尾堂将志

准看護師理事 徳永博子

地区理事 福島悦子、野田健一郎、中園ゆきみ、妙園園和代、
増田いづみ、片田淑子、田方みどり

III 監事の出欠確認

出席監事 1名

岩切至久

欠席監事 1名

柳田千草

IV 会長挨拶(略)

V 定足数の確認

定款第40条に基づく議決に加わることができる理事16名(会長=議長は除く)のうち16名の出席は、議決に加わることができる理事16名の過半数9名以上であることから本会は有効に成立することを確認した。

以後、会長(定款第39条)が本会の議長となり、以下のとおり進行した。

VI 協議事項

1 基本方針に関する事項

1) 令和8年度事業計画案について

専務理事は次のように説明した。

重点政策については、これまで運営委員会で提案し、理事会において承認いただいたが、各地区や委員会から提出された事業計画を整理する際に一部変更した。各地区等から提出された事業については、重点政策ごとに振分け、特に重点的に取り組むべきものを整理した。また、定款の事業については、7つの事業として新たに整理し、この案により重点政策と絡めた事業計画案を作成したところである。なお、重点政策は、毎年立ち上げるのではなく、3年毎に取り組み、評価を実施していくこととしている。

会長から、加筆修正等があったら3月31日までに提出すること。またその場合の修正処理については、執行部一任とさせていただきたいとの発言があった。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

2) 令和8年度教育研修計画について

常任理事は次のように説明した。

今年度は、看護職が元気になる研修を企画、オンライン研修の増、新人看護職員研修のリニューアル、年間パスポート使用、を特徴としている。まだ、検討中としている部分も含めて、これまで皆様から提出していただいたものが反映されているか再度ご確認いただき結果をお知らせいただきたい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

2 事業推進に関する事項

1) 令和8年度諮問事項について

専務理事は次のように説明した。

常任委員会は継続して設置していくもの、特別委員会は、目的達成のため会長が設置するもので、目的達成後は終了していくものである。それぞれ事業内容を記載し、強化して欲しい事項、新たな事項がわかるよう整理している。PR推進委員会は、令和7年度に設置し、今回初めて諮問することとなるので新規として整理している。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

3 管理的事項

1) 令和7年度補正予算案について

会長は事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後事務局長は次のとおり説明した。

この補正予算については、今年度の4月から1月までの実績及び前年度の2月から3月の昨年度実績や個別の見込みなどを考慮して算出している。今回の補正では、法人全体で、当初予算に対して経常収益は24,389千円の増、経常費用は24,050千円の増額となっており、最終的には、10,721千円の経常収支を見込んでいる。法人全体の収益の補正予算24,389千円の主な内訳としては、国債購入や定期預金の利率が上がったことに伴う特定資産運用益の1,526千円の増、訪問看護ステーション事業収益の増に伴う事業収益の

13,659千円の増、医療的ケア児相談支援センター委託事業や日看協委託事業の増に伴う委託事業収益5,965千円の増などを見込んでいる。一方受取会費については、3,500千円の減を見込んでいる。法人全体の費用は、24,050千円の増を見込んでおり、主な内訳としては、訪問看護ステーションや医療的ケア児等支援センター職員の増に伴う給料手当14,643千円や福利厚生費5,183千円など人件費の増、旅費交通費5,062千円の増などである。

このことについて、出席理事全員の賛成があり承認された。

2) 令和7年度県及びその他の委託事業について

会長は事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後事務局長は次のとおり説明した。

令和7年度に当協会が受託した公益事業の一覧について、それぞれ委託事業名、事業内容、契約額等を記載している。県からの委託事業が、総額58,312千円、日本看護協会からの委託事業が、総額3,220千円で合計61,532千円となっている。

このことについて、出席理事全員の賛成があり承認された。

3) 令和8年度予算案について

会長は事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後事務局長は次のとおり説明した。

平成8年度収支予算案は、経常収益280,809千円、経常費用274,238千円で、当期計上増減額は6,571千円を見込んでいる。公益認定基準の財務三基準については、基準を満たしており、遊休財産の保有制限についても適正に処理することとしている。経常収益の主な増減要因は、特定資産運用益が、1,857千円の増、事業収益が、訪問看護ステーション事業収益の増により、7,000千円の増、受託事業収益が2,643千円の増などである。受取入会金については、昨年度と同程度、受取会費については、4,200千円の減を見込んでいる。経常費用の主な対前年度からの増減は事業費が、給料手当20,396千円や福利厚生費4,080千円など人件費の増、修繕費や委託費等については、今年度の実績と同程度を見込んで減となっている。管理費については、給料手当が633千円、旅費交通費が989千円の増、福利厚生費が、1,029千円の減となっている。令和8年度の地区予算は要望どおりとしたい。予備費の残額については、1,765千円となっている。今後各地区において事業を執行していく中で、予備費を活用する状況になったら、事前に事務局の方にご連絡いただきたい。

このことについて、出席理事全員の賛成があり承認された。

4) 令和8年度鹿児島県看護協会通常総会等について

専務理事は次のように説明した。

開催日は、令和8年6月20日（土）、場所は、鹿児島県看護研修会館を予定している。定員は椅子席とした場合、最大470名確保できる。事前に申込をとり定員を超える場合は、複数名の参加者がある施設に調整をかける。今回は、通常の議題に加え、定款変更、入会金及び会費の

額の変更等が議題にあるため、閉会時間を昨年度より30分延長している。鹿児島県看護研修会館整備基本構想の議案は、定款第14条第7号の理事会において総会に付議した事項として整理する。四職能委員会合同集会は、協会の重点政策とも関連し、看護職のウェルビーイングについて講演していただく。なお、資料に記載はないが、最後に、四職能委員長から平成8年度に向けた抱負等を話していただきたいと考えているので16時閉会としたい。

このことについて、出席理事全員の賛成があり承認された。

5) 令和8年度役員等の選定について

専務理事は次のように説明した。

看護かごしまで公募を行ったが、立候補はなかった。役員候補者、職能理事等については、総会での決議となり選挙は実施しないこととなる。また、職能委員については、理事会で選任することとなる。異動に伴い、所属施設については、今後確認の上変更もありうる。

このことについて、出席理事全員の賛成があり承認された。

6) 令和9年度代議員及び予備代議員の公募及び推薦状況について

専務理事は次のように説明した。

令和9年度の日本看護協会通常総会に出席していただく代議員及び予備代議員の各職種、各地区から選出していただいた候補者一覧である。

このことについて、出席理事全員の賛成があり承認された。

7) 定款変更について

専務理事は次のように説明した。

定款で掲げる事業のうち「看護職の労働環境の改善及び就業促進による県民の健康及び福祉の推進に関する事業」については、「看護職の労働環境の改善及び就業促進に関する事業」とし、「医療安全対策及び災害等危機管理に関する事業」を新たに設けるものである。

会長は事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後事務局長は次のとおり説明した。

第6回の理事会にて承認いただいた「賛助会員」の新設に伴い、定款の改正を行うものである。賛助会員については、本日まで承認いただいたら、今後、総会の協議を経て、募集を開始したい。募集先については、これまで広報依頼等を行った企業や看護職学校養成所を考えている。このほか追加等があったら、ご教示いただきたい。

このことについて、出席理事全員の賛成があり承認された。

8) 規程等の改正等について

会長は事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後事務局長は次のとおり説明した。

「定款施行細則」の改正について。「第2章 会員」の改正については、当協会の事業の趣

旨に賛同し援助していただける個人又は法人もしくは法人格のない団体を会員とする賛助会員制度を創設し、当協会が実施する公益目的事業を円滑に推進していくため、所要の改正を行うものである。また、「第3章 入会金 及び 会費」の改正については、当協会の財政運営の基盤強化と安定化を図るための会費の引き上げ及び会員増への取組の強化を図るため入会金の引下げを行うことに伴う改正である。

「入会金規程」の改正について。当協会における会員増への取組の強化を図るため入会金の引下げを行うことに伴う規程の改正である。

「理事報酬規程」の改正について。現行の規程第5条 別表1 第2号（専務理事）及び第3号（常任理事）の年俸額について、表のとおり改正するものである。

会長から、現在の常勤役員の業務量や会議数は年々増加する一方であり、定められた勤務日数等である、就業日数、週4日、就業時間、9：00～17：30をはるかに超える状況となっていることや、これからの担い手の確保のことを考慮し、当面、専務理事及び常任理事の報酬額について、理事報酬上限額15,550千円の範囲内でそれぞれ12万円引き上げるよう改正したいとの説明があった。

会長は事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後事務局長は次のとおり説明した。

「職員給与規程」の改正について。現行規程第11条、通勤手当について、県に準じて表のとおり、改正するものである。なお、影響額は、2km以上5km未満16人、年額76,800円の増額となる。

「旅費規程」の改正について。現行規程第14条第2項第1号で規定するガソリン代の支給について、県の改正と同様に改正するものである。また、併せて走行距離に生じる端数の取扱いについて明記するものである。

「賛助会員規程」の新設について。鹿児島県看護協会の会員として、新たに賛助会員の制度を設けることから必要な事項を定めるものである。

「訪問看護ステーションかごしま介護・介護予防訪問看護運営規程」の改正について。保険者である鹿児島市からの指示により第5条を改正し、第27条の条文を追加するものである。また、保険外サービス、いわゆる自費の利用料金については、訪問看護ステーションかごしまの発足時から変わっておらず、地域の他事業所の状況及び今般の社会情勢、物価上昇を考慮し、別表のとおり改正するものである。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

9) 会費値上げの周知方法について

専務理事は次のように説明した。

会費の値上げ等については、会員の皆様方に事前に考えていただく時間が必要ではないかとのことから、会員全員が総会の議題を知ることとなる4月末の看護かごしま春号の発送の前までに、臨時地区理事会での決議を経て看護管理者及び個人会員あて、看護かごしまの臨時便を親展扱いで郵送することが決定した。

副会長は次のように説明した。

施設代表者等あての文書には、看護かごしま臨時便を発行する理由等を記載している。臨時便については、A3、1枚紙とし、伝えたいことをシンプルにまとめることとした。まずは、会員数等の協会の現状として、会員数の減少が著しいこと、特に、新規入会者数の減少傾向が大きいことを示している。その結果、当協会の累計積立額は年々減少する見通しとなる。右側にはその対策として協会としてどのように取り組んでいくのかということの説明している。その下には、九州各県の会費の状況を記載しており、本県協会の負担が一番少ないことが見てわかる。積立累計額については、令和9年度は、会館改修により一時的に減少するものの、様々な経営基盤強化の取組みを行うことにより、今後増加していく見通しである。

出席理事から、以下の意見があった。

九州各県看護協会会費一覧の金額に日本看護協会費の5,000円を入れ込んだ方が良いのではないか。

このことについて、出席理事全員の賛成があり承認された。

4 会員支援関係

1) 令和8年度鹿児島県看護協会会長表彰者候補者の推薦について

専務理事は次のとおり説明した。

このことについては、現在、各地区等から29名推薦していただいている。鹿児島地区に空欄があるが、これまで准看護師の表彰が一人もないことから、ここに准看護師枠を新たに設けてみてはどうかと思う。現行の30枠を31として対応するか、鹿児島地区の一枠を准看護師枠として充てるか、協議をお願いしたい。

出席理事から、以下の意見があった。

准看護師枠は必要ないのではないかと。枠を固定してしまうと必ず推薦する必要が出てくる。鹿児島枠から一枠もらい、対象者を限定するのではなく、理事会からの推薦枠という位置づけにすればよいのではないかと。

専務理事は、次のとおり説明した。

鹿児島枠は、14にして、残り1枠で、准看護師を対象としてこれから打診したいと思うが、皆様方にお諮りする時間がないため、書面による協議としたい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

2) 令和8年度鹿児島県名誉会員候補者及び鹿児島県看護業務功労者知事表彰の候補者について

専務理事は次のように説明した。

鹿児島県名誉会員候補者については、4人枠がある。本県では、候補者として推薦するためには、県協会長表彰を受けていることを要件としているので、資料には県協会長表彰の受賞年度を記載している。鹿児島県看護業務功労者知事表彰については、要件を満たす方がおられ、内諾が得られたことから候補者として推薦するものである。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

VII 報告事項

- 1 基本方針（今回はなし）
 - 1) 運営委員会報告
- 2 事業推進に関する事項（今回はなし）
 - 1) 業務執行理事会報告
- 3 管理的事項
 - 1) 地区集会要綱の配布について
 - 2) 職員体制について
 - 3) 理事会議事録（第6回）
- 4 会員支援関係
 - 1) 令和7年度鹿児島県看護協会会員数
- 5 その他
 - (1) 日本看護協会理事会報告（口頭報告）
 - (2) 職能委員会報告（書面報告）(3) 地区報告（書面報告）(4) 委員会報告（書面報告）
 - (5) 地区長情報交換会報告（口頭報告）(6) 他団体会議報告（書面報告）
 - (7) 出張報告（県外）（書面報告）

以上、議長は協議事項が全てを終了した旨を告げ、15時40分に閉会した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議事録を作成し、次のとおり署名する。

令和8年3月14日

公益社団法人 鹿児島県看護協会

代表理事（会長）

八田 冷子 

監 事

岩切 至久 